

- 日本再興戦略の実行を図るため、「集中実施期間」（5年間）を定め、政府全体で計画的取組を進める（1）**実行体制**を確立。
- 分野横断的措置として、（2）**規制改革**推進のための新たな制度、（3）**産業の新陳代謝**の促進を図るための制度を創設。
- 加えて（4）**その他の産業競争力強化関連施策**を推進（日本再興戦略に則って競争力強化のために行われる関連施策の特例を規定等）。

(1) 実行体制の確立

実行計画

「日本再興戦略」に盛り込まれた施策について、

- ・ 5年間で施策を集中実施。
- ・ 確実に実行すべき当面3年間の計画を作り、毎年見直し。
- ・ 実行すべき制度改革ごとに、実施期限、担当大臣を決定。
- ・ 遅れや不足が生じた場合、担当大臣は、理由を説明し、追加的な措置を講じる義務を負う。

(2) 規制改革

規制の早期改革への突破口と
するべく規制横断的な新たな
制度を構築。

企業実証特例制度（通称）

- ・ 企業単位で特例的に規制を緩和。
- ・ 企業自らが、新事業開拓の取組と規制の代替措置をセットで実施提案。
- ・ その提案内容について、関係大臣が連携し、個別に計画を認定。

グレーゾーン解消制度（通称）

- ・ 新規事業分野では、規制の適用の有無が曖昧で事業者が事業開始に萎縮しがち。
- ・ 個別の事業について、関係大臣が連携し適法（ホワイト）であることを明確化。
- ・ これにより、新事業開拓の取組を促進。

(3) 産業の新陳代謝

事業の新陳代謝を促す業種横断的支援策を強力に推進。

国の責務

事業者による設備投資、事業再編を促す環境の整備

過剰供給・過当競争など事業再編が必要な分野について調査・公表

事業者の責務

先端設備導入など積極的な投資への取組

低収益分野の改善・撤退その他事業再編への取組

ベンチャー投資の促進

- ・ ベンチャーファンドに出資する企業に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図る。
- ・ 資金が必要とされる「事業拡張期」のベンチャー企業に投資し、経営支援も行うベンチャーファンドを対象とする。

事業再編の促進

- ・ 一企業内では十分に成長できない事業の再編・統合と新たな市場への挑戦を優遇措置で支援。
- ・ ①既存の事業構造の変更を行い、②収益性・生産性を向上させるものに限定。
- ・ 過剰供給等の分野では、その解消につながるものに限り支援。

先端設備投資の促進

- ・ 高額な初期費用を要し、初期稼働が見通しにくい先端医療機器や3Dプリンター等の先端設備について、会計上の取扱いを明確化する等、リースの手法を活用した設備投資を支援。

(4) その他の関連施策

地域中小企業の創業・事業再生の支援強化

国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資

中小企業等に対する、国内出願、国際出願の際の料金の減免の特許法の特例

産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化

早期事業再生の促進（私的整理の円滑化）



連動

規制改革会議 等

税制措置（設備投資、事業再編、ベンチャー支援 等）

産業競争力強化法における規制改革の推進等に関する概要

- ＜前段階＞新分野進出等を行おうとする事業者が、その取組に係る規制の適用の有無を確認。
- ＜第1段階＞規制の特例措置の整備の要請を受けた事業所管大臣は、規制所管大臣に対し、検討を要請。
- ＜第2段階＞事業者は、「新事業活動計画」について、認定を申請。事業所管大臣は、規制所管大臣の同意を得て、計画を認定。
- ＜第3段階＞事業者は、安全性確保等の「措置」の実証結果を報告。事業所管大臣及び規制所管大臣は、特例措置の一般化・全国展開について、検討。

